

内閣府本府政策評価有識者懇談会 第34回議事録

内閣府大臣官房政策評価広報課

内閣府本府政策評価有識者懇談会議事次第（第34回）

日 時：令和2年3月18日（水）13:57～15:36

場 所：中央合同庁舎第8号館5階共用B会議室

1. 開 会

2. 議 題

1. 内閣府本府政策評価基本計画（第7次）について
2. 令和2年度内閣府本府政策評価実施計画について
3. 平成31年度内閣府本府政策評価実施計画の改正について

3. 閉 会

○笹川課長 それでは、皆さんお集まりでございますので、ただいまから、第34回「内閣府本府政策評価有識者懇談会」を開催いたします。

本日の懇談会は、これまでの懇談会と同様、公開にて行います。

まず、資料の確認をいたします。

資料は1から4となっております。参考資料は1つでございます。

それでは、議事に入ります。議事の進行につきましては、山谷座長、よろしくお願いいたします。

○山谷座長 それでは、早速、会議を始めます。本日の議題は3つでございます。議題1「次期内閣府本府政策評価基本計画について」、議題2「令和2年度内閣府本府政策評価実施計画について」、議題3「平成31年度内閣府本府政策評価実施計画の改正について」、以上でございます。

では、事務局から御説明をお願いいたします。

○笹川課長 それでは、私のほうから、まず議題1の基本計画につきまして、資料1、資料2に基づきまして、新しい基本計画の内容について説明いたします。

まず、資料1を御覧ください。基本計画の本文に先立ちまして、今回の基本計画のポイントにつきまして説明いたします。

1 ページ目でございますけれども、内閣府における政策評価につきまして、現状の課題、別の言い方をしますと、我々の問題意識ということでございますけれども、3つ整理しております。

1番目は、制度導入から20年近く経過してございますけれども、内閣府の政策評価は小幅な修正にとどまっております。社会経済情勢の変化に十分対応できていないということ。

2番目は、内閣府の施策は65施策もありまして、毎年度、政策評価を行う数も膨大になります。30施策以上になることもございまして、部局の作業がルーチン化する傾向にあります。また、それを審査する我々も細かく見ていられない状況になっているということ。

3番目は、政策評価のほかに、行政事業レビュー（平成25年）、EBPM（平成28年）等の評価スキームが創設されまして、部局に負担感、評価疲れが生じているということでございます。

このような現状認識でございまして、これを裏返したのが見直しの方向性だろうと思っております。2ページ以下に見直しの方向性といたしまして、4つのポイントを整理しております。

まず、2ページでございますが、1つ目のポイント、政策体系の再整理でございます。今回の基本計画では、施策を大括り化いたしまして、今年度、65施策あったものを31施策に集約いたします。

また、施策を束ねる政策につきましても、大括り化が必要だと認識しておりますけれども、予算書との整合が必要なことから、令和3年度に向けて財務省と調整し、再整理する

こととしたいと思っております。

施策を大括り化した結果として、これまでの評価書が単純にホチキスされて分厚くなるというだけでは意味がございませんので、政策評価の内容を、内閣の基本方針に関連が深いもの、国民の評価ニーズが高いと考えられるもの等に重点化していくこととしております。

3 ページ目でございますけれども、2 つ目のポイント、政策評価の周期でございます。今回の基本計画自身は、期間を3年から5年に延長しております。

あわせて、政策体系に基づく個別の施策の事後評価でございますけれども、現行、毎年度実施のものが全体の3分の1と、一番多いのですけれども、これを原則5年に一度の周期とするものでございます。ただし、今回の基本計画の期間の5年間に生ずる1巡目につきましては、試行的に1年目も評価することとしたいと思っております。

政策体系の整理によりまして、施策が30程度になりますけれども、全ての施策を用意ドロンで同時にスタートさせるのではなく、下のポンチ図のように5つのグループに分けて、5段階でスタートさせることとしております。これによりまして、毎年度審査する施策数も分散する。30近くある施策が5グループになれば、毎年6施策ぐらいになりますので、そうすることによりまして、私どももじっくりと部局の政策評価を審査することもできますし、有識者の委員からもじっくり御意見をいただくことが可能になると思っております。

4 ページ目でございます。3 つ目のポイントでございますけれども、政策評価の政策への反映（PDCAサイクルの明確化）でございます。

下のポンチ図の左側が現状でございますけれども、これまでは、次期の事前分析を年度末の3月に実施した後に、年度明けの8月に前期の評価を行うという手順でございまして、これでは、政策評価の結果を今後の政策に反映することは時系列的に不可能でございました。このため、今後、年度明けの6月か7月頃に前期の評価を実施した後に、次期の事前分析を8月に行うように改善いたしました。

また、この場合に、政策への反映の実効性を確保するために、新たに幹部ヒアリングを実施することとしたものでございます。これによりまして、PDCAサイクルの明確化が図られるものと考えてございます。

5 ページ目でございますが、4 つ目のポイント、EBPM、行政事業レビューとの連携でございます。

まず、EBPMとの関係ですけれども、施策のうち、可能なものにつきましては、EBPMのロジックモデルを作成いたしまして、これを政策評価の事前分析に反映させることとしております。

また、行政事業レビューとの関係では、政策評価、行政事業レビューがともに5年周期となりますので、政策評価を行った施策に対応する事務事業が、行政事業レビューを行う事業に選定されるように調整することといたしました。

以上が第7次の基本計画のポイントでございまして、抜本的な見直しを行うものと考えております。

続きまして、資料2を御覧ください。第7次基本計画の本文の案でございます。

内容の骨子につきましては、前回の懇談会でおおむね御了解いただいておりますので、ポイントとなる部分や、前回、委員から御指摘がありました箇所を中心に説明したいと考えております。

まず、前文でございますけれども、第1パラグラフでは、政策評価制度の趣旨。

第2パラグラフでは、内閣府における政策評価を実施する目的。

第3パラグラフでは、本計画を策定する趣旨を記述しているものでございます。

「1. 計画期間」でございますけれども、資料1で説明しましたとおり、5年間とするものでございます。

「2. 政策評価の実施に関する方針」の「(1) 基本的な考え方」でございます。

幾つかのパラグラフがございますけれども、第1パラグラフでは、内閣府の所掌事務のうち、設置法4条3項の分担管理事務を政策評価の対象とするものであって、4条1項、2項のいわゆる内閣補助事務は対象外であるということを示して記述しております。

第2パラグラフから第3パラグラフ、2ページ、第4パラグラフまでになりますけれども、この3つのパラグラフについては、前文で記述した3つの目的ごとに、これらを実現するために政策評価をどのように実施するかということを示して記述しているものでございます。

1ページ目の一番下の行のPDCAの部分でございますけれども、前回の懇談会で南島委員から、政策評価の基本方針では、PDS、プラン、ドゥ、シーではないかとの御指摘がございました。確かに基本方針では、PDSのマネジメントサイクルと書かれておりましたので、改めて総務省のほうに確認いたしましたところ、基本方針を策定した平成17年当時はPDSというのが主流でありましたけれども、現時点ではPDCAが普通でございまして、政策評価でマネジメントサイクルを言及する際もPDCAを使っているということでございますので、原案どおりPDCAのままとしております。

2ページ目、第5パラグラフでございますけれども、EBPM、行政事業レビューとの連携・補完を基本的な考え方として入れております。

「(2) 政策評価の方式」でございますが、事業評価方式、実績評価方式、総合評価方式等の適切な方式を用いることを記述しております。

次に、「3. 政策評価の観点に関する事項」でございますけれども、必要性、効率性、有効性、公平性、優先性の観点で政策評価を行う旨、記述しております。記述内容につきましては、基本方針に沿ったものでございます。

「4. 政策効果の把握に関する事項」でございます。

まず、2ページ目の一番下の第1パラグラフでございますけれども、適用可能性や把握コスト、分析精度等を考慮して、適切な手法を用いることを記述しております。

3ページ目になりますけれども、第1パラグラフでは、できるだけ定量的な手法を用い

ること。また、定性的な手法を用いる場合にも、客観的なデータ、事実に基づくものとする
ことを記述しております。

第3パラグラフでは、アウトプット指標だけでなく、できるだけアウトカム指標を設定
するよう努める旨、記述してございます。

「5. 事前評価の実施に関する事項」でございますけれども、「(1) 趣旨」の後に、
事前評価の対象となる政策、具体的には、規制と租税特別措置等につきまして、評価の方
式とか評価の対象、評価の時期等を記述しているものでございます。

前回の懇談会で、政策評価法では事前評価の対象として研究開発とか公共事業等が規定
されているのですけれども、これらは規定しないのかという御指摘がございました。

まず、研究開発でございますけれども、内閣府の本府でも、経済社会総合研究所がGDP
の予測等を行っているとか、食品安全委員会が食品のリスク評価等を行っておりまして、
研究開発費が計上されております。ただ、個別の研究開発課題として、事前評価の対象と
なるものが10億円以上のものであり、内閣府では、これまで10億円以上になるものはなか
ったということと、今後も当面見込まれないものと考えております。

また、公共事業でございますけれども、内閣府の関係では、沖縄振興に係る経費につ
きまして、内閣府に公共事業関係費として一括計上されておりますけれども、国土交通省等
に移し替えた上で公共事業が執行されまして、政策評価も移し替え先の省庁で行われてい
るものでございます。その意味で、内閣府で直接執行することは、これまでもございま
せんでしたし、当面も見込まれないものでございます。このことから、今回の基本計画では、
このような研究開発、公共事業につきましては規定しておりません。

ただし、今後5年間で100%あり得ないと断言できるものでもございませぬので、事前評
価の対象となるものが生じた場合には、基本計画を改定することとしたいと考えておりま
して、ちょっとページが飛びますけれども、9ページ目の「11. (3) 本基本計画の改定」
の部分の最後のところでございますが、「特に」以下でございます。内閣府本府が公共事
業とか研究開発を実施することになった場合には、必要な改定をするという旨、記述す
ることにいたしました。

また、前回の懇談会で、山谷座長から、沖縄科学技術大学院大学(OIST)の施設整備が
公共事業に当たるのではないかという御指摘もございまして、私から間違った回答をいた
しました。予算の移し替えをして国交省の営繕事業で行っているのではないかという説明
をいたしましたが、誤りでありましたので、訂正いたします。OISTというのは、法律に基
づく大学院大学でございますけれども、法人としては私立大学法に基づく学校法人であり、
OISTの施設は、内閣府からの補助を受けてOIST自身が整備するものでございまして、他省
庁に移し替えを行うものではございません。大変失礼いたしました。

ただ、この内閣府の補助金は公共事業費ではございませぬので、事前評価の対象となる
ものではございませぬ。その点は説明したとおりでございます。

4ページ目になりますけれども、事前評価の実施の要領でございます。事前評価の対象

については、政策評価広報課が関係課と協議の上、決めるという手続を記述しております。

続きまして、「6. 事後評価の実施に関する事項」でございます。ここも、「(1) 趣旨」の後に事後評価の対象となる政策ごとに、評価の方式とか対象等を記述しております。

「(2) の政策体系に基づく施策に係る事後評価」でございますけれども、ここが今回の基本計画のメインとなる部分でございます。内閣府の行っている政策評価の9割方が、これに該当するものでございますが、それにもかかわらず、現行の基本計画では記述がほとんどございませんでした。このため、今回、内閣府の政策評価を大幅に見直すに当たりまして、この部分の記述を大幅に加筆しているものでございます。

まず、「①評価の方式」でございますけれども、先ほどポイントの部分でも説明いたしましたとおり、評価の期間を5年間等の複数年度とする実績評価方式を基本とするということ記述しております。

「②評価の対象」でございますが、最後の10ページ目に別紙としてつけておりますけれども、この政策体系に基づきまして、施策を単位として評価を行うものでございます。ポイントの部分で説明いたしましたが、今回、政策体系を再整理いたしまして、従来65あった施策を31まで大括り化いたしました。この31が政策評価の対象となるものでございます。

この政策体系を見ていただければお分かりになると思いますが、施策を大括り化した結果として、13番の共生社会以外は、政策と施策が1対1対応となっています。このため、今後は政策を大括り化する必要があると考えておりまして、ポイントの説明の際に申し上げましたが、予算書との関係もございますので、令和3年度に向けまして整理していきたいと考えております。

4ページ目に戻っていただきまして、「②評価の対象」の第2パラグラフの部分でございますけれども、政策体系について、独法評価、行政事業レビュー等との代替関係を整理いたしまして、令和2年度の第2四半期を目途に必要な見直しを行う旨、記述してございます。

この部分は、前回、田辺委員から、独法評価と独法を所管する部局の政策評価との関係を整理すべきではないかとの御指摘がございました。また、以前の懇談会でも、大綱の検証評価と政策評価との関係についてデマケが必要なのではないかとの御指摘を藤田委員等からいただいております。さらには、事務事業が1つしかない施策については、行政事業レビューに任せてしまえばよいのではないかとの指摘もあろうかと思っております。

これらの御指摘を踏まえて、この1か月間、私どもも頭の体操をしておりますけれども、確かにこれらが政策評価と重複する部分は結構あろうかと感じております。しかしながら、これをしっかり整理するには、もう少し時間が必要でありまして、今年の夏までの宿題事項とさせていただきたいと考えております。仮に、独法評価とか行政事業レビューに政策評価を幅寄せすることが可能であれば、政策体系の修正が必要となる可能性もございますので、「必要な見直しを行う」という記述としているものでございます。

続きまして、「③ロジックモデルの活用」でございますけれども、これもポイントの説

明で申しあげましたとおり、政策評価を行うに際しまして、可能なものはロジックモデルを作成することとしております。この部分は、前回の懇談会で南島委員から、EBPMとロジックモデルを混同するなという御指摘がございましたけれども、これに注意して記述したつもりでございます。

5 ページ目になりますけれども、「④事前分析表の作成、モニタリング」でございます。事前分析表には、ロジックモデルを踏まえまして、目標、指標を設定する旨、記述しております。

また、目標・指標は、因果関係が明確なものや説明力が高いものに重点化して設置するようにということを記述しております。

また、④の最後のパラグラフの「事前分析表は」の部分ですが、毎年モニタリングして事前分析表を更新するとともに、各施策の測定指標の実績値等を一覧性がある資料として公表する旨、記述しております。

次に、「⑤評価の時期」でございますけれども、評価の期間の最終年度、例えば5年の節目の評価であれば、5年度目に評価することを記述しております。

大綱等の施策につきましても、これに加えまして、最終年度から1を引いた4年目も評価を実施すること。また、本計画による政策評価の1巡目については、試行的に初年度も評価する旨、規定しております。

さらに、これもポイントで申しあげましたけれども、31施策の評価の期間は、評価の時期が平準化するように分散して設定することも記述しております。

次に、6 ページ目になりますけれども、なお書きの部分でございます。前回の懇談会で、これも南島委員からでしょうか、東日本大震災の際に、政策評価の実施は柔軟に対応したという御紹介がございました。今後も同様の事態が発生する可能性がありまして、新型コロナウイルスがそれに該当するかどうか分からないですけれども、そのようなものが発生した場合には、評価の時期の延期を柔軟に対応する旨、追記しております。

「⑥行政事業レビューとの連携・融合」でございますけれども、これもポイントのところで説明しましたとおり、事後評価を実施した施策にぶら下がる事務事業を、その年の行政事業レビューの対象事業に選定されるよう調整するというものでございます。政策評価と行政事業レビューの作業を部局において同時に行うということで、負担感を減らすことができるものと考えております。

次に、「(3) 特定テーマに係る事後評価」でございます。例えば法律改正を考えている施策につきまして、施策横断的に深掘りして評価したいという場合に、総合評価方式による評価をアドホック的に実施することを想定してございますけれども、どのようなテーマを対象とするのか、総合評価方式をどのような手法で実施するかにつきましては、現在、必ずしも明確になっておりませんので、1年間、時間をかけて検討したいと考えておりまして、その旨、記述するものでございます。1年間で結論が出た段階で、基本計画を見直しまして、この部分の記述を具体化したいと考えております。

「（４）規制に係る事後評価」、「（５）租特の事後評価」につきましては、事前評価を実施した規制・租特が対象となるものでございますけれども、見直し規定等に基づきまして、見直しの際に事前評価を実施する場合には、事後評価を要しない旨、記述しております。

７ページ目の中ほどになりますが、「（６）実施計画」でございますが、毎年度、事後評価を実施する政策等につきまして、実施計画を策定する旨、記述しております。

次に、「７．学識経験を有する者の知見の活用に関する事項」でございます。政策立案総括審議官が有識者懇談会、この懇談会でございますけれども、開催いたしまして、実施計画、評価書、事前分析等の内容につきまして、皆様から意見を頂戴する旨、記述しております。

「８．政策への反映、活用に関する事項」でございますけれども、「（１）基本的考え方」では、政策評価の結果を予算要求、税制改正、法改正、重点施策等に活用する旨、記述しております。

８ページ目、「（２）幹部ヒアリングの実施」でございますけれども、ポイントの部分で若干触れましたが、前回の骨子では書いていなかったのですけれども、政策への反映の実効性を持たせるには、事務次官等が各部局長からヒアリングを行うプロセスが必要だろうと考えまして、今回、追記したものでございます。このヒアリングを踏まえまして、事務的な手順につきましては、（３）で規定しているものでございます。

「９．情報の公表に関する事項」では、基本計画や有識者懇談会の議事録等の公表について記述しているものでございます。

「１０．政策評価の実施体制に関する事項」でございますけれども、政策立案総括審議官、政策評価広報課、各部局の総務課等、担当課等、もしくは大臣官房総務課の役割について記述しているものでございます。

最後に、「１１．その他」でございますけれども、政策評価の方法の改善、国民からの意見・要望の窓口、本基本計画の改定について記述しております。

以上が第７次基本計画の内容でございます。初めのポイントの説明の際に現状の課題を申し上げましたけれども、私ども、大きな問題意識を幾つか持っております。まず、政策評価を毎年、タラタラやっつけ仕事としてやらせたくはない。メリハリをつけて、やるときは意味ある政策評価を行う仕組みにしたいという思いが１点あるということ。

２点目は、EBPMとか行政事業レビュー等の他の評価スキームで、部局に評価疲れが見られる。そうした中でうまく連携して、評価疲れを解消したいという思いがございます。

３点目は、現行の基本計画で実態に合っていないところもございますので、そういう部分については、思い切って削除・修正を行うという方針で、今回、基本計画の改定を行ったものでございます。委員の皆様から有意義な御意見をいただければと考えております。

以上が基本計画でございますけれども、続きまして、議題２と議題３に係る資料につきましては、小池から説明いたします。

○小池課長補佐 議題2「令和2年度内閣府本府政策評価実施計画（案）」について御説明いたします。

資料3の1枚紙を御覧いただければと思います。基本的には、2月にお示ししました骨子を文章に落としただけでございます。順に御説明いたします。

「1 計画期間」は、令和2年度の1年間とする。

「2 事後評価の対象とする政策」として3つ、(1)から(3)までございます。

(1)、政策評価基本計画、今、御説明申し上げたものですが、対象とした政策、①から③がございまして、①について申し上げますが、政策体系に基づく政策に関しては、まさに現在、施策の大きさ、施策に基づく大綱等の期間といったもの等を勘案しまして、どの施策がどの評価時期が適切かというのを内部で調整しているところでございます。この点に関しては、まとめ次第、委員の先生にお知らせ申し上げたいと考えております。

②規制に係る政策、③租特に係る政策は該当なし。

(2)、いわゆる未了、未着手のものでございますけれども、これも該当なしで、(3)その他の政策も該当なしとしてございます。

「3 評価の方法」ですけれども、基本計画の内容と重なる部分がございますが、概略以下、記しております。個別の政策を所管する課等は、2に掲げる政策について、政策評価を実施し、評価書の案を作成する。そして、各部局総務課等は、部局内における政策評価を取りまとめ、大臣官房政策評価広報課に提出する。

政策評価広報課は、提出された評価書について審査を行った上で、学識経験を有する者から成る懇談会、こちらの懇談会ですけれども、等を経て、公表する。このような記載ぶりでございます。

こちらが資料3の説明でございます。

続きまして、議題3ですけれども、「平成31年度内閣府本府政策評価実施計画の改正について」でございます。資料4を御覧いただければと思います。

こちらは、平成31年3月に決定しておりますけれども、その後、2つ施策が追加されたことに伴いまして、事前分析表を追加するものでございます。

3ページを御覧いただければと思います。追加されたものを緑色で色付けしておりますけれども、政策3の①アイヌ施策の推進というものと、政策4の経済財政の中の④地域における就職氷河期世代の先進的・積極的な取組への支援の2つでございます。

個別に見てまいります。9ページを御覧いただければと思います。まず、アイヌ施策の推進に関してですけれども、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」というものがございまして、その法律に基づく交付金でございます。スキームとしては、一般的な交付金といいますか、市町村が計画を作成し、内閣府が提出された計画を認定する。それに基づいて国が交付金を交付するというスキームでございます。その市町村が計画を作成する中で、市町村が対象事業についての目標を設定することになっているということでございます。

ですので、計画期間としては令和5年度までとなっております、目標年度としては令和5年度、目標としては、対象事業について、市町村が設定した目標の達成割合を75%とするとしております。こちらについては、類似スキームである地方創生推進交付金等を参考にしながら設定したものとなっております。

事後評価実施時期としましては、目標年度、令和5年度が終わった令和6年8月の複数年度評価ということをご予定しております。

続きまして、12ページを御覧いただければと思います。こちらも今のアイヌ施策の推進のスキームと非常に似ておりますけれども、令和元年度補正予算において、就職氷河期に関する交付金というものが創設されております。スキームとしては、今度は都道府県と、指定都市も含めてですけれども、都道府県等が実施計画を作成して、それを内閣府が計画を認定する。それに基づいて国が交付金を交付するというスキームですけれども、こちらでも都道府県が事業に関するKPIを設定することになっております。

こちらもアイヌ施策の推進と同じく、交付金計画期間が令和5年度までとなっておりますので、目標年度としては令和5年度。目標としては、都道府県等が設定する事業に関するKPIの達成割合を、こちら75%としているものでございます。

評価実施予定時期としては、令和6年8月、複数年度評価としております。

あと、全体に係る話としまして、元号が平成から令和になりましたので、そういった実施計画内の元号の表記というものも令和に修正しております。

議題1から3につきまして、説明は以上でございます。

座長、お願いいたします。

○山谷座長 御説明ありがとうございました。お疲れさまです。

それでは、今、御説明いただいた議題につきまして、御自由に御発言、コメントあるいは御質問をお願いいたしますのですが。

まず、すみません、私のほうから簡単に。幹部に見てもらおうというのがありましたけれども、具体的にはどういう方々を想定されていますか。

○笹川課長 まだ想定レベルでございますけれども、事務次官、もしくは内閣府審議官に対して、各部局長から政策評価の結果や、今後、どのように政策に反映するのか、活かしていくのかということをご説明していただきまして、事務次官等と各部局長との間で議論していただくことを想定しております。

これまで、政策評価は極めて事務的に、課長までは上がっていると思いますが、部局長まで上がっているのかは不明だったのですが、このような手続を経ることによりまして、各部局の政策評価に対する気合いの入れ方が相当変わってくるのではないかと期待しております。

○山谷座長 分かりました。スケジュールを取るのがなかなか難しそうな感じがありますけれどもね。

○笹川課長 施策数が30幾つありますと、これらを個別に説明するのはとてもできません

が、今後は施策の大括り化で6つぐらいに絞られますので、ポイントを絞った形で幹部に説明していきたいと思っております。

○山谷座長 分かりました。ありがとうございます。

今のような些細な質問でも結構ですし、あるいは根源的な御質問でもあればうれしいですが、いかがでしょうか。

○藤田委員 では、些細なもので2点ございます。

1つは質問で、私がこれまでの議論で漏らしてしまった点かもしれないのですが、評価の時期、6の事後評価の時期のところで、目標の未達成時の評価に関しまして、これは今の想定では幾つぐらいありそうかということと、そうした施策の場合には、5年サイクルから初めから外してしまうということなのではないでしょうか。それが質問の1点目です。

それから、2点目は、後ろの6ページの⑥ですけれども、行政事業レビューとの連携・融合とありまして、これは私の感覚なので、ほかの先生方の御意見を伺ってみたいのですが、この「融合」という言葉がちょっと引っかかったというか、違和感を覚えたのですね。現行の基本計画のほうは、「政策相互の連携・融合」という言葉はありまして、政策の融合というのは何となく分かったのですけれども、この場合は評価の融合ということですので、ちょっと引っかかっているところがあります。

2ページの7行目は、「他の評価スキームと適切な役割分担の下に、緊密に連絡・補完する」という言葉が使われていて、「補完」のほうが私の感覚的にはしっくりくる場所がありまして、この「融合」という言葉がどうなのかなというのを思って、挙げさせていただきたいと思います。

○笹川課長 第1点目の未達成時評価でございますけれども、31施策ベースで幾つになるかというのは、小池から説明いたします。

○小池課長補佐 今ですと、1つ、PKOが未達成でありますけれども、それは目標の立て方から一度見直したほうがいいかもしれませんので、今、1だからといって、ずっと1というわけではなくて、改めて目標が適切かどうかも含めて検討が必要だと思っております。今、未達成のものがそのままこれからもという感じではないと思っております。

○笹川課長 これまで65の施策のうち、未達成時評価というのは8あるのですけれども、施策を大括り化することにより、他の施策の中に埋もれてしまいますので、大括り化の後の施策の方針に従うことになろうかと思っております。そのまま単独の施策で残ったものを引き続き未達成時評価とするかどうかは、改めて検討したいと考えております。

この場合に、原則5年の複数年度評価から外すかどうかですけれども、例外として未達成時のみに評価するというもので、5年の評価サイクルから外れることになろうかと思っております。これが第1点です。

2点目は、「行政事業レビューとの連携・融合」の「融合」は、従来のを修正する課程で、私も何となく違和感があり、先生に違和感があるような形になってしまったかもしれないですけれども、御指摘を踏まえて、「融合」という表現が適切かどうか検討した

いと考えております。

○山谷座長 はい。

○南島委員 御説明ありがとうございました。随分大胆な改定の案にさせていただいているということで、目新しいところもたくさんある形にさせていただいて、本当に御礼申し上げたいと思っております。

3点ほど気になる点がございます。

1点目は、政策評価広報課の権限が発揮され得るところがどこなのかなと思いついて見ました。1つは、4ページの(4)実施の要領のところ、具体的な対象政策について、「協議」の上で、「政策評価広報課が決定する」と書かれているところ。各種の取りまとめ公表は、政策評価広報課の権限かと思いつけども、後ろの9ページで政策評価の実施体制に関するところでややまとめていただいています。政策立案総括審議官が総括整理をした下でということでしょうか。政策評価に関する基本的事項の企画立案、審査、取りまとめ。それから、その下の方法の改善のところ、調査研究。規定の最後のところですが、改定等。

これが基本計画に記された権限と見ていたのですが、それでよろしいですか。他にも何かありましたでしょうかということをお尋ねしておきたいと思っております。

2点目ですが、4ページの(2)の②評価の対象ですが、独法評価と行政事業レビューとの整理を、「令和2年第2四半期」を目途に必要な見直しを行うと書いていただいている点であります。大分早いんですね。夏休み明けということになります。時期的に随分時間がない状態といえますか、もう実質的な議論を始めないといけない時期に差し掛かりつつあるのかなと思いつますが、時間がちょっと短くないかなという点が気になったので、念のためにお伺いしておきたいと思っております。

それから3点目ですが、その下の3つ目ですが、4ページの「ロジックモデルの活用」です。整理していただいて、ありがとうございました。この整理で私もいいと思うのですが、解釈としてこれでいいのでしょうかということをお伺いしておきたいと思っております。何かといえますと、「対象となる施策のうち可能なものについては」という頭がついているので、事前分析表の作成の前に、ロジックモデルを作成してもよいし、しなくてもよいというのは、部局それぞれの御判断になる。全体に網がかかるわけではないという理解の仕方よろしかったでしょうか。念のための確認になります。

以上3点です。

○笹川課長 ありがとうございます。

まず、1点目の政評課の権限の部分でございすけれども、基本は先生御指摘の8ページ目の「10. 政策評価の実施体制に関する事項」の、9ページ目になりますけれども、②の部分で、政評課が何をやるかという権限は、ここに集約して記述しております。この具体的な権限の現れとして、幾つか先生の御指摘があったところに記述している部分はあるかと思いつけれども、多少散らばっているという形になってございます。

2点目の4ページ目の6.(2)②の部分、第2四半期に間に合うのかということですが、今の改革のマインドを維持しながら、年度明けの第1四半期に集中的に今の体制の中で議論して、第2四半期まで間に合わせたいと考えております。

3点目のロジックモデルの部分でございますけれども、4ページ目、可能となるものについて。可能かどうかの判断は、まずは部局で考えていただくのが第1だと思いますけれども、私ども政評課にも相談していただきまして、理由があれば作成しなくても良いことになろうかと思っておりますし、単純に「やりたくありません、できません」ということであれば、EBPMは企画調整課が所管していますので、企調課とも連携を取りつつ、可能なものはしっかり指導して作らせたいと思っております。部局がどう考えるかというのが出発点でございますけれども、部局だけの判断で決められるものではないと思っております。

○南島委員 最後の点について、もうちょっとだけ教えていただきたい。EBPM担当の部屋がございましたね。

○笹川課長 企画調整課が担当しています。

○南島委員 そこが本当はEBPMの取組を推進すると。その中で、ロジックモデル等についても書いていただくような調整を図るということになるのかなど。今のお話では、先ほど、上の(4)の実施の要領で、対象施策は大臣官房政策評価広報課が、協議はするけれども、決定するというようにしていただいているわけですか。

○笹川課長 それは事前評価の部分でございます。

○南島委員 これは事前評価。なるほど。事後評価は、決定も部局のおっしゃるとおりということで、協議や審査はしないのですか。そのことについての言及はございましたか。

○笹川課長 (2)の政策体系に基づく事後評価の対象とどうするかは、事後評価の実施計画の中で決める形になりますので、部局とも相談しつつ、最終的には実施計画の案を作るのは政評課でございますので、政評課を中心に決めていくという形になります。

○南島委員 そうしますと、ロジックモデルを作って事前分析表を作るという手順をスキップして、事前分析表だけを作っていいという要件のようなものはあるのですか。

○林政策立案総括審議官 2点ございまして、1点は「対象となる施策のうち可能なものについては」のかかる部分は、前後の話というよりは、そもそもロジックモデルを作る、作らないに関してにかかっております。ロジックモデルになじむものは作り、なじまないものは作らないということで、「対象となる施策のうち可能なもの」というのは、別の言葉で言うと、なじむものについてはロジックモデルを作りましょうという趣旨のことでございます。

また、実はEBPMに関しては、私ども大臣官房の企画調整課が担当しております。一般に政策評価に関わる今の体制を申しますと、EBPMは企画調整課、この政策評価に関しましては政策評価広報課、そして行政事業レビューは会計課となっております。3つの課がそれぞれ部局に発注して仕事をする。ただ、その3つの課の間に連携がこれまであまりなくて、それが結局、重複感につながっていたところがございます。部局のほうから見ると、大臣

官房の3つの課から、時には似たような発注が来て作業しなければいけない。これが重複感、負担感につながっていたというのがございます。

ということで、この3月に私どもの中で検討した結果、来年度4月からは、この3つの課を政策立案総括審議官が全て見て、その間で補完すべきところは補完し、連携すべきところはする。このEBPMに関して、基本は事後評価の担当は政策評価広報課です。しかし、ロジックモデルを作るほうについては、ある程度のエクスパティーズも必要でございますので、ここは私の別途配下におります企画調整課に手伝わせて、そして、きちんとエクスパティーズを使ってロジックモデルを作るようにするということを想定しております。

○南島委員 かなりよく分かりました。ありがとうございます。

そうしますと、もう一つだけ。これを最後にします。ロジックモデルをこうしますよとか、このロジックモデルではまずいのではないですかみたいな審査をしたり、ルールを管理したり審査をやったりというのは、全部企画調整課のほうでやっていただける。

○林政策立案総括審議官 企画調整課になりますが、ここは釈迦に説法でございますが、EBPMというのは、ある意味評価のための一つの手段という面がございますので、政策評価広報課のほうでも見て、これはロジックとして変ではないかということがあれば、そこは当然議論すべきですので、私の下で政策評価広報課と企画調整課が議論し、もちろん、そこは部局も入って議論していくということが必要になってくると考えております。

○南島委員 建て付けとしては、あくまで主軸は企画調整課がロジックモデルについては管理されており、それに対して政策評価広報課は助言等をされるような関係になるということでしょうか。一緒になって作業するという表現のほうがぴったりとくるのですか。

○林政策立案総括審議官 どっちが助言の関係かという、ロジックモデルを活用して、きちんと事後評価をしましょう、政策評価をする際にロジックモデルを使ってきちんと評価もしていきましょうという考え方でございますので、エクスパティーズを出したり、助言したりするのは、むしろ企画調整課の面があるのではないかと考えております。結論的には、一緒に議論していくということでございます。

○南島委員 分かりました。ありがとうございました。

○林政策立案総括審議官 ここがまさに3つのスキームがあることによって、私ども、苦労している面でもございまして、ここをいかに連携してもらい、重複感はなくし、かつ意味のある評価にしていくかというのが大きなポイントだと思います。大変重要だと思います。

○山谷座長 今のことに関連した質問ですけれども、つまり、企画調整課は英語で書くプランニングですね。政策評価課はエバリュエーションですね。その区分けで理解するのいいのかなと思って聞いていたのです。そうすると、プランニングになると事前評価に重きを置いていくと思ってしまうのですが、そんな感じでよろしいのですか。

○笹川課長 必ずしも企画調整課という課の名称と、EBPMという業務との整合を図って担当を決めたものではないので、自信を持って「はい」とは言えない部分があります。

○林政策立案総括審議官 もう一つ、念のため申しますと、EBPM推進室という組織を大臣官房の下に設けてあります。今、このEBPM推進室の室長が企画調整課長でございます。今、便宜的に企画調整課長と申していますが、実は企画調整課長はEBPM推進室長としてEBPMをやっているということでございます。ですので、理論的には、例えばEBPM室長を政策評価広報課長にするという辞令を発令すれば、本人が両方やるということに理論的にはなりません。そこは、すみません、説明が若干長くなりましたが、企画調整課長というよりは、正確に言うとEBPM推進室長がやるということでございます。

○山谷座長 分かりました。ありがとうございます。

○田辺委員 大したことはないのですが、何点かです。

1つは、幹部ヒアリングを入れたというのは大胆だなというか、ある意味プロセスとしての評価みたいなことをどうやるかというのは、ちゃんと位置付けたほうがいいところがありますので、それがうまく機能するといいなと思っております。

ただ、第1四半期というのは4月から6月なので、特に内閣府のことはよく知らないのですが、昔の通産省だと政策委員会みたいなものがあった、若手がやっているやつですけれども、あれで玉出しをやっていましたね。そういう仕掛けがここはないのでしょうか。振り返ってという作業と、だから、次、何をという作業というのは、ある意味連携するのだったら連携したほうがいいかなと思います。

6月ですから、その後、各課とか局で8月末に向けて予算要求が始まるので、それとの関係でちょっと前にやるということなので、どんなふうになるのかなというのが気になるところです。気になるだけです、うまくチャンネルを作ってくださいということです。

2番目は、事前というところで、規制と租特が入っているのは何となく分かるのですが、これで他のものと違って、公表の時期がいつなのだろうというのが分からないのです。つまり、他のものは体系に則ってやるので、1件やって、公表すればいいということだと思いますので、いつやるかは分かる。例えば、規制何とかみたいな法案を抱えていて、パブコメが2週間前にやらざるを得ないので、それまでのある種の下準備をしておいて。ただ、公表した後で法案が潰れたとか、租特が財務を突破できなかったというときの前に出すのでしょうか。それとも、通った後に忘れた頃に出すのでしょうかというのがいま一つ分からないというのが1つ。

もう一つ、規制と租特の話ですが、租特のほうは、恐らく延長するときにもう一回考えるという期限切れのときがいつ来るかが分かるのですが、規制のほうは期限切れがないので、誰かが覚えていないと事後評価できないのです。大体、誰も覚えていないので、やった課できえ覚えていない。そこを誰かが覚えておく仕掛けをどこかで作っておいて、ちょっとやれよというのを呼び掛ける仕掛けがあるといいなというのが2番目です。

3番目は、ねちっこくて申し訳ないのですが、事前分析表の13ページの新しく入ったものですが、就職氷河期です。これは、目標設定、都道府県に計画を作っていただいて、そ

の計画の中にKPIをどのくらい達成できたかというので、75%でオーケーと見ているのですけれども、一番大本で30万人、できるのかという目標が立ってまして、これに一切触れなくていいのでしょうかという単純な。そこは内閣府の責任では無理だからというので言っているのかもしれませんが、政府全体で掲げた目標は、どこかでできたか、できないかのチェックをやっておかないとまずいのではないかという気がしたというのが3番目です。

4番目は、これは聞き流していただいていいお話ですけれども、モニタリングをやっている。国交省でもモニタリングをやって、グラフみたいなものが出てくると、途中でこれは最終年度、絶対に達成できないと3年目ぐらいで分かってしまうのです。そういうときに何もしなくていいのかなという気がしています。何かしろと言うと、また面倒くさいことになりそうな気はするのですが、何か知恵があればというところがございます。

以上4点。別に、基本計画を変える必要は特にないと思うのですけれども、そんなことも実際の運用の際に気にかけていただければと思います。

○笹川課長 まず、私からお答えいたします。

4つございましたけれども、1点目の幹部ヒアリングの関係、第1四半期ということで、タマ出しの仕掛けがあるかどうかですけれども、私も他省庁の人間なので、内閣府のタマ出しのプロセスは十分把握していませんが、基本は、先ほどの企画調整課中心に、毎年度、来年度に向けた重点施策を7月頃策定しまして、その重点施策を策定する中で、内閣府としてのタマを各部局が出していくことになると思います。

今回の幹部ヒアリングは、タマ出しの時期とほぼ同じ時期に、政策評価の結果を踏まえて来年度どうするかという議論なので、その結果を次の政策評価にも反映していきますが、タマ出しの重点施策の中にも反映するという形になるのではないかと考えております。それが1点目でございます。

2点目、3点目は、小池から説明します。

4点目の、モニタリングした結果、達成できなかったときにどうするかという御指摘ですが、目標が明らかに達成できない、実績値が目標と比べて極めて低い水準という場合に、5年目の最終年度の評価まで待っていいのか。その時点で評価すべきじゃないかという議論もあり得るかなと感じましたが、原案では、原則、最終年度の評価にしております。

今後、状況を踏まえつつ、実績がひどいものはその時点で評価すべきだということであれば、基本計画を修正することが必要になるかなと思っておりますけれども、現時点では、書いてございません。

○林政策立案総括審議官 幹部ヒアリングについて、イメージしているのは、ヒアリングで議論があり、こういうふうに変えるべきだといった議論が、恐らく事務次官と局長との間に出る可能性があります。それを反映して重点施策。それから、重点施策と同時に、予算や機構・定員なども併せてそこで議論していくものと考えています。

イメージとしては、事務次官、または私どものところには次官級の内閣府審議官という

者が2人おります。事務次官あるいは内閣府審議官が部局長、具体的には局長級でございます。局長が、まさに5年間、政策評価をしたらこうでした。したがって、こういうふうに変えなければいけない、あるいはこれを続けるなら、こういうふうにしていくということ、政策評価の下に大きく議論し、そして、それを来年度の予算要求や機構・定員要求、そして、もちろん重点施策に反映していく。そして、それが来年度以降につながっていくといったことを想定しています。

また、この幹部ヒアリングの際には、政策評価広報課、あと大臣官房関係課、これがまさに予算を担当する会計課、そして人事課が定員を担当しています。それから、企画調整課が重点施策、それぞれの課も立ち会いの下で議論しようということ想定している次第でございます。これは、たしか前回か前々回に先生方からいただいたお話の中で、どうやって次に反映させていくかというのが大事だというお話がございまして、それを私どもなりに考えてみたものでございます。

○小池課長補佐 2つ目と3つ目について、私から説明いたします。

まず、事前評価の規制と租特の話ですけれども、実施時期に関しては、租特は、これまでは速やかに8月末に公表しておりました。規制に関しては、おっしゃるとおり、廃案とか、色々あるかもしれないのですけれども、これまでとしては評価を実施した時期に速やかに公表という形にしておりました。

あと、特に規制に関しては、おっしゃるとおり、管理というのが、部局にとってみたら、何年か前の評価をしたかというのがなかなか把握できていない部分なので、うちの課におきまして一覧表という形で管理しておきまして、評価の時期が来ましたら部局に相談するなりしまして、漏れのないように声かけをしてやっているところでございます。

あと、就職氷河期の話でございますけれども、部局も悩んでいるところでございまして、事前分析表の中で、施策の目標の最終アウトカムの欄に「政府全体で実施する他の就職氷河期世代支援関連事業とあわせ、同世代の正規雇用者については30万人増やすことを目指す」という、定性的で、全体としての目標を掲げています。ただ、それは決して交付金だけで達成されるものではないので、「あわせ、目指す」としているところでございます。この事業だけの評価というのは、なかなか難しい部分かもしれませんが、悩んでいた部分がございました。

○田辺委員 ほかの事業を入れても難しいかなと感じました。分かりました。そういう整理ですね。

ありがとうございました。

○山谷座長 私のほうからもう一点ですが、さっきの実施計画のほうです。今の就職氷河期とアイヌの政策ですけれども、アイヌは市町村で就職氷河期は都道府県ですけれども、都道府県なり市町村に評価書あるいは事前分析表みたいなものを出してくれと要求するのですか。

○小池課長補佐 スキーム上、市町村からの報告義務はありますので、そこは達成状況の

把握というのを部局はしているものでございます。

○山谷座長 だから、おっしゃっていたように、地方創生と同じようなスキームですけれども、逆に言えば、地方自治体からすればすごく面倒くさい話で、だとしたら、そんな交付金、要求するのをやめようよという話は、沖縄政策に関してはよく聞くのですね。それでちょっと心配しました。市町村とかはなかなか忙しいので、そういうものを勉強する暇も余裕もない。それが1点目の質問でした。

2点目は、また実施計画ですけれども、資料3の評価の方法で、個別の政策を所管課する課は政策評価をやると、実施して評価書の案を作成すると書いてあるのですけれども、これは、お宅の課は忘れていきますよ、早く出してくださいと督促されるのは課長さんなのですね。

○笹川課長 實際上、私が電話をかけて督促をするか、ということですか。

○山谷座長 権限上ね。だから、内閣府の皆さんは、時期がいつで、いつまで出さなければいけないということを忘れている人は案外いて、それをそろそろ時期が来ているのですけれども、出してもらえませんかという。

○笹川課長 そのような事務は、今はメールを通じて、一定の時期が来れば提出依頼を事務的にしております。

○山谷座長 それは、皆さん、そうですか、分かりました、すぐ作成しますと行くのですか。それとも、何でうちの課がやらなければいけないのだという、逆襲されたりすることはないのですか。

○笹川課長 あらかじめ実施計画で今年度、何を評価するかというのは、その時点で決まっておりますので、それに基づいて評価の時期が来ましたので、評価書を作成してくださいということになります。今さら何でうちが評価しなければならないかということにはならないと思います。

○山谷座長 そこで、例えばさっきのお話ですけれども、行政事業レビューとか、他のEBPMなんか、いろいろ来ますね。やってくれと言われたほうは考えるでしょうね。それをすっかり忘れてるか、あるいは新任で異動で来て初めてやる。そんなときには、小池さんに連絡するという作業が待っているわけですね。

○小池課長補佐 これまでも御連絡、各部局には行っていますので、そんなに反対が起きたことはないのですけれどもね。

○山谷座長 では、今は反対するとか嫌がるとか、しょうがないなというぐらいの感じなのでしょうか。

○小池課長補佐 だと思います。そんなにやらないみたいなことはないかと思います。

○笹川課長 先ほど説明の際に、「ルーチン化」という言葉を使いましたが、事務的になり過ぎて、政評課長自身が評価書を見ているかという、少なくとも今年の夏の時点の評価書は、ぱらぱらめくりましたけれども、一個一個丁寧に見ていられないというのが正直な気持ちでありまして、20年たった今、事務的になり過ぎていっている部分はあろうかと

思います。

それを今回、政策評価を行う施策数を6つ程度に絞れば、じっくり見られますし、事務的に出させて、ホチキスでおしまいということではなく、出させた後に部局から、私も話を聞きながら審査するということができるようになりますし、幹部ヒアリングが控えていますから、政評課としても幹部にしっかり説明できるよう、議論を整理していくことが必要になると思っています。

○山谷座長 その意味で言うと、定例化してルーチン化したほうが、毎年やっているあれですみたいな、説得としては楽ですね。

○笹川課長 毎年やっているという意味でのルーチン化はあるかもしれませんが。

○山谷座長 要するに、私、さっきの都道府県・市町村の話も含めて、評価をやって評価書を書かされるほうの立場から考えたときに、すごく面倒くさい、あるいはやりたくない人たちもいるので。

○笹川課長 そこは、理想論かもしれませんが、日頃から評価マインドを持って取り組んでいただければ、急に訳が分からないものを書かなければいけないということではなく、すぐ書けるのではないかと思うのです。

今回の場合、事前分析から評価まで5年間ですけれども、事前分析表でどういう形で評価していくかというのを整理すれば、それに基づいて、毎年、モニタリングすることになりますし、評価書が急に来て、何を書いたらいいか分からないということにはならないと思います。

○山谷座長 分かりました。評価をさせられる側のマインドというのは、最近、大学もすごくありますので、本当に大変です。そういう質問でありました。

最後にもう一点、これは一言お聞きしたいことでありまして、政策の単位を予算の単位となるべく親和性のあるように作り変えるという話をされていたのですが、これはかなり厳しいのではないかと。というのは、ここにいらっしゃる行政学者の方は昔の話をよく御存じだと思いますけれども、どうやってクリアできるのでしょうかというのが質問です。

○笹川課長 予算書の項を直すのは、なかなか難しいのではないかと考えていたのですが、最近の財務省の状況を会計課を通じて聞きますと、財務省も柔軟になっているそうです。他省庁も、昔は河川事業、道路事業でガッチリ決められていたものが、横串的な施策により予算書も再整理されていることのようにございます。

○山谷座長 財務省とともに努力していただくということなのですかね。分かりました。ありがとうございます。

はい。

○南島委員 最後のお話で、コロナウイルスの関係で株価が余り芳しくない状態になっています。そうすると、税収が落ちることが予想されるわけですね。一般会計の歳入は20兆円ぐらい、60兆円から40兆円の間で上下しますので、税収が上がらなくなると査定が厳しくなる。その際に、ロジックモデルとかEBPMの取組をしっかりとやっているかどうかという

ことが問われる局面が、来年度以降やってくる可能性は高いのかなと思っているところです。

少なくとも、そのような構えで、政策評価については、財務省が態度を少し軟化させているというお話があった。それは、今回の査定についてということであるかと思いたすので、来年はもうちょっと厳しくなるという構えで、できればEBPMとかロジックモデルの取組はお進めいただいたほうがいいのかと思っているところです。

それから、せっかく出していただきました就職氷河期の新しい施策についてですけれども、ロジックモデルをどう書くのかというと、非常に難しそうな気もするのです。施策の基本的なところを教えていただければと思います。加速化交付金という名称がついているのです。だから、何かベースのものがあって、それについてアドオンする形での予算付けをされている。ここに出ている額面だけで30億円ということですので、1つの都道府県に対して、多くても1億円とか2億円ぐらいしか回らないという数字になるのかなと思いたすけれども、就職氷河期対策等々でベースとなっている予算は、ほかにもあるのでしょうか。

○小池課長補佐 内閣府に関しては、この交付金の30億円でございますけれども、経済対策とか行動計画等におきまして、他の省庁で様々な予算措置なども取られております。内閣府のこの交付金だけではなく、他の省庁は色々施策をやってございます。

○南島委員 その場合、内閣府の加速化交付金、アドオンした部分の評価というのはどういう形になるのでしょうか。難しそうな気がするのです。ベースのものがあると、他の官庁もお取り組みになっている。ベースラインみたいなものが、内閣府側から見ると全部外部要因になるわけですね。そうすると、加速化交付金でいくらぐらい加速できたかを評価しなければならぬというのは、難易度が高いような気がするのですけれども。

○小池課長補佐 外部要因のほうが大きいというか、30万人増やすというのは我々も悩んでいるところでありまして、今のKPIの達成目標がいいのかどうかというのは疑問があると思いたすし、その辺はお知恵をいただければと思っているぐらいのところであるのですけれどもね。

○南島委員 アドオン型の予算ということで言うと、科学技術・イノベーション会議のほうでされていたPRISMでしたか、あれがアドオン型だったと思いたすけれども、あれも評価をどうするのか難しいという話を行政事業レビューのほうでしてございました。「加速化○○」というのはちょっと難しい。そうすると、恒常的なものであれば評価の対象としていかなければいけない。あるいはちょっと深掘りして議論していくことが必要になるかもしれませんが、いかんせん難易度が高いのと、加速化交付金ですので、期限が決められていれば総括だけして終わるという形になる。

そうしたら、余り綿密に中身を掘り下げるよりも、実行性あるほうを優先して、「何ができたか／できなかったか」の課題の整理みたいなことで終わらせることもあり得るのかなと思いたす。そういう意味で、ロジックモデル、EBPMの取組は濃淡をつけないといけな。取り組まないといけな。税収が厳しくなっていくということも念頭に置きながら、

厳しめに対応しなければいけないけれども、これまで厳しくやってしまうと、多分手間暇がかかってしまうので、その濃淡の調整というのは念頭に置いていただいたほうがいいのかなと思います。

以上です。

○山谷座長 基本計画などで政策体系が出てきますけれども、内閣府だけで閉じている政策体系がない場合は、それをどう説明するのか、すごく難しい。

○林政策立案総括審議官 まさに私ども、今そこが悩みでございまして、そういう意味でも、行政事業レビューとの連携も大事かなと思っています。行政事業レビューでは、御案内のとおり、全事業やっているわけですので、こちらのほうである程度やっているの、わざわざ政策評価まで深掘りしてやる必要性は余り感じられない面もあります。そういった観点から、重複感をどう解決していくかというのが、今回、連携していく上での重要なポイントかなと思っています。

先ほど南島先生がおっしゃられたように、氷河期についても、基本、予算の大きなところは厚生労働省でございまして、厚生労働省の予算で手が回らないところを交付金という形で、内閣官房、内閣府がやります。内閣官房が全体のプランニングをしていて、交付金を出すことは、内閣官房ではできませんので、内閣府が交付金を配るところだけやっているという立てつけでございまして。そういう意味では、普通の意味での政策評価にはなじまない面があるのかなと。考え方としては、できるだけ事業の実態に即したやり方で考えたほうがいいのかなと思っています。

○笹川課長 頭の体操を1か月やっているのですけれども、大綱モノでも、大綱としては内閣府が全体を取りまとめるのですが、大綱にぶら下がっている事務事業について、ほとんどが他省庁のもので、1つ内閣府があるというパターンが結構あります。このような場合に、政策評価はどこまでやるのか。政策評価は、事務事業だけ見ると1つの事業しかない。一方、内閣府の施策としては、全体の取りまとめ部分があるのですけれども、取りまとめの事務というのをどう評価するかというと、評価をすることが極めて難しい。実績評価方式で、取りまとめの上手さを評価するのか。これはなかなか評価しにくい。

取りまとめ事務を評価できないからといって、内閣府の一つの事務事業だけを評価することをもって大綱の政策評価とするかということ、非常にシャビーな評価になってしまって、1つの事業だけにすぎないのであれば、行政事業レビューにすればいいじゃないかという議論になってしまう。これらをどう整理するのかを夏までに整理して相談したいと思います。

○山谷座長 しないというのも、1つの選択肢じゃないでしょうか。つまり、事務事業を行政事業レビューでやっているから、それはそれでいいでしょう。

○笹川課長 そういう整理もあり得るかも知れません。ただ、取りまとめの事務があるのを何も評価しないで良いのか、と考えると、政策評価しないことに抵抗感があるのです。

○山谷座長 国民の目線から見れば、例えば今の就職氷河期の話も、どういう役所がどう

いうふうに関わっていて、どういう事業をやっているのか。全体像が見えれば、ああ、なるほどと思うわけですね。なかなか成果が出にくいというのは、これはしょうがない。しかし、本当に分からない、18歳の選挙権がある人たちは、この事業はこの役所がどういうふうに関わっているか、まずそこから知りたいのであれば、そこを説明するのがひょっとしたら内閣府の仕事なのかもしれないですね。つまり、ある種、中央府省の司令塔的な役割を担っているわけですから。

○林政策立案総括審議官 内閣官房のほうの仕事ですかね。

○山谷座長 そこで説明する。それに都道府県が入ってきたり、場合によっては市町村も関わっているという全体像をマップ的に見せてもらえれば、国民の側としてはなるほど。なかなかそこが見えてこないで、分からないのではないかと思うのです。

○南島委員 今の山谷先生の話をもとに具体的に補足すると、行政事業レビューのときに実際にあった話ですけれども、子ども・子育て本部が「結婚、妊娠、出産、子育て」に至るまでの一貫した取組ということをおっしゃられたのです。ところが、他の官庁がやっていた仕事もあるので、再整理しなさいということをおっしゃられて、秋のレビューで言われてまして、それで婚活支援にぐっと絞って交付金等を持つという形に再整理された。

そして、その説明をしたところ、希望出生率1.8という政府の目標がある。少子化対策というのは、非常に重要な施策であるということをおっしゃったわけですね。要するに、婚活支援の話だけするのではなくて、全体像の話の中で、それがどうやって希望出生率1.8に結び付くのかという説明をきちんとやるべきである。この御指摘をなさったのです。

何を言っているのかといいますと、個別の事業に特化して説明してしまうと、全体像が見えなくなりますので、全体像はどうなっているのかという形でのフラストレーションが一方でたまりまして、全体像の説明をしようとする、今度は所管事務との関係では齟齬を来す。全体像の中でごく一部しかやっていないわけですから。そこは説明として適当なのかという問題が起きる。両方をやらなければいけないというのが、大綱を持っている場合には求められることかなと思うのです。

何を言っているのかといいますと、全体像はこうですよと、山谷先生が今、マッピングとおっしゃいましたけれども、お示しした上で、この中で内閣府がやっている事業はここですよ、婚活支援のところですよという説明、二段構えの説明が大綱を持っている場合には必要になるのかなと思います。今、山谷先生がおっしゃったのは、そういうお話であります。補足でございます。

○山谷座長 大綱そのものが政策評価の対象になるかどうか、20年ぐらい前からあって、田辺先生は相当お詳しいと思いますけれども、あのとき総務省の行政監察局の勉強会とか、その手の議論をいろいろして、総合評価と言わなくて、当初は政策体系評価と言っていて、対象としては、大綱とか基本計画というものをやっていたのですが、どうも実務に落としていくと、どうやらそれは違うかもしれないという話が99年か2000年頃出てきまして、1年ぐらいの間に色々言葉が変わっていったのです。

そういう意味では、政策評価と簡単に言うのだけれども、実は今日のお話もそうですけれども、行政の実務のすごく迷宮のような、ラビリンスのような話がある程度理解して話をしないと分からない、あるいはそんなに簡単にはいきませんよというのが、どうやらこの政策評価にはあるらしい。ところが、そのところが、一般国民は行政の中の話はほとんど知らないので、はっきり言えばどうでもいい話なので、このアカウンタビリティがかなり難しいというのが20年ぐらいやっているわけですね。

例えば、今日の基本計画も、誰に見せるのかということになると厳しいですね。実施計画であれば、内閣府の中で政策評価を担当する人がいたり、他省庁の政策評価担当者が参考にしたりというのはあるでしょうけれども、内閣総理大臣決定のこの基本計画は一体誰に見せるのかというのが、ちょっと分かりづらいですね。これは、感想なのですけれどもね。

○笹川課長 1つは、政策評価の全体を束ねるのは総務省の行政評価局でありますので、行政評価局に対して、内閣府がしっかり取り組んでいることを示す意味合いがあります。

もう一つは、内閣府内でしっかり政策評価させるための基準になるものでございますので、内閣府内をしっかりと統制するという意味もあろうかと思えます。国民一般は、余程の興味がある方でなければ見ないと思えます。

○林政策立案総括審議官 先ほどの大綱と個別のお話ですけれども、大綱モノ、私ども、沢山持っていますが、大綱と個別の施策がそれなりにあるのと、大綱はあるのですけれども、個別の施策は本当に小さいのと両方ありまして、これまたどういうふうに評価していくべきか、非常に悩んでいます、これまでの経緯も今、伺っていると、かなり色々あったようでございますけれども、その経緯も含めて、何かサゼスションを頂戴できると大変ありがたいです。

○山谷座長 大綱というのは、中身を見ていくと、ある種美しい言葉で、お経のような部分があって。他方、もう一つは、かなり実務的な話。それがくっついているわけですね。どっちが大事なのかというと、実務を担当されているものは実務的な話で。お経のような美しいものは、対国民に対するメッセージだと思うのですが、それは男女共同参画でもいいですけれども、これを5年や10年で簡単にいけるものでもないですから、そういうところで大綱自体の作りが評価対象に余りなじまないという議論は最初ありましたね。

もう一点あったのは、大綱というのは、大概閣議決定とか内閣総理大臣決定とか、そういう話なので、それを現場の公務員が評価していいのかどうかというのが出てくるわけですが、実態としては、例えばODA大綱だと、本当に若い人が評価の準備作業をやっているわけで、そのまま決裁で上に上がっていくわけです。最後、事務次官まで行って。だから、すごく重みのある閣議決定までやっている大綱であっても、実際にやっているのは若い30前後の人たちだったりするという、そこに、これも本当にこんなものでいいのかというのがありました。

そういうところで、制度設計上、これは行政機関が行う政策の評価に関する法律なので、

行政機関が評価できるものに限定したほうがいいのではないかというのが、圧力としては実務上もあると思います。そうすると、大綱はなじまないという圧力もある。もちろん、男女共同参画基本法があつて、基本計画があつた場合、基本計画もなじまないのではないかということになっていくわけですね。それを2001年から10年間ぐらいやっていて、一通り落ち着いた。

そうすると、事務事業評価が中心になっていくのかなという歴史ですね。事務事業評価だけだと、何やらよく分からないという、さっきの話がありましたけれども、ここの部分だけ評価して、それで何の意味があるのか。そこのせめぎ合いが、ずっと後の10年間ぐらい。ここのところが何かうまくいかない。どうしたものかと悩んでいるのですが。逆に言えば、ODAは簡単なのです。期間が限られていますし、誰がやるのか、幾らでやるのか、全部決まっていますから、事業が終わったら、それでなくなる。それはそんなに難しい話じゃない。

だから、国内官庁がやられているような事務事業とか施策に関しては、かなり難しいことを考えていかなければいけなくて、それをなかなか排除できないので、シンプルな評価はできないということがあると思います。評価していくと、間違い探しとか失敗探しとか責任問題が必ず出てきますので、そこはなかなか厳しいかもしれないですね。

○南島委員 短めに申し上げます。

先ほど山谷先生がおっしゃっていた大綱の取扱いが難しいというお話は、特に恐らく2000年頃に田辺先生も参加していらした政策評価の手法等に関する研究会等で議論されていた。政策評価の総合評価とか政策体系評価というのが出てきたのは、その時期のお話だったのかなと思います。その頃は、大綱自体に指標をつけるとか、大綱自体を評価するというのは、まだそんなになかったと思うのですね。ところが、今、特に共生社会の内閣府の大綱を見てみると、どれもこれも評価するとか、定量的な分析をするとか、中には細かな指標まで別に定められたりされているものが増えている。だから、大綱自身を評価するようになってきているのかなと思います。

その場合に、昔は大綱の評価というのが存在していなかったもので、政策評価を網かけで評価しなければならなかったという状況があったと思うのですけれども、現段階においては、大綱自身を評価することがビルトインされてきている。これも一つの政策評価制度の成果だと私は思っているのです。そうしますと、大綱の評価というのをどうするのかという話と、政策評価をどうするかという話が、改めて整理されなければいけない宿題として浮かび上がってきているのかなと思います。

大綱は、言うまでもなく改定していきますので、そのたびに数値を使って見直すということもされています。それを評価だと表現するのかどうか。最初の頃はそれとはばかられていたと思うのですけれども、今だともう少し整理できるのではないかと。もちろん、これからあと10年たつと、もっと整理できるのではないかと思うのですけれども、今の段階でできる整理というのは出てきているのではないかと思います。

○山谷座長 なかなか難しい話になってきます。

色々議論が出てまいりました。自由討議はそろそろ終わりますので、他になければ「内閣府本府政策評価基本計画（第7次）（案）」「令和2年度内閣府本府政策評価実施計画（案）」「平成31年度内閣府本府政策評価実施計画（改正案）」については、当懇談会としては、特に意見なしということで確定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○山谷座長 ありがとうございます。

それでは、各委員から御意見等いただきましたが、当懇談会としての意見の取扱いについては、意見なしということで決定いたしましたので、これで議事を終了いたします。

では、事務局にお返しいたします。

○笹川課長 ありがとうございます。

今回、御意見なしということですがけれども、基本計画の文言で御指摘あった部分、また、実施計画の中で施策に書かれていない部分がございますので、そこは別途、御連絡さしあげまして、御相談したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次回の懇談会でございますけれども、7月に開催いたしまして、令和元年度の評価書につきまして御議論いただく予定でございます。あわせて、独法の評価、行政事業レビューとの関係につきましても、4、5、6月に私ども、整理いたしまして、御議論いただければと考えております。よろしく願いいたします。

日程の調整につきましても、別途、御相談したいと思っております。

以上をもちまして、本日の懇談会は閉会いたします。本日は、長い間、ありがとうございました。